



2023年 3月 第128号

産業文化通信

J C I 産業文化協同組合 技能実習生受入事業部発行

東京都千代田区神田鍛冶町 3-6-7 6階

電話：03-3525-4838



日差しの中に、少しずつ春の訪れを感じられる季節となりました。昨年3月に日本の入国規制が一部解除され、実習生の入国が再開されてから1年が経とうとしています。コロナ明けの入国者達は、失踪や日本語・しつけレベルの低さなど、ご指摘を受ける事が多く有りました。間もなく彼らも実習2年目になろうとしています。(送出し国での教育も平常時と同じように回復してまいりました。)

今後、より事前教育を重視し、入国後スムーズに実習を行えるよう、より良い送出し機関及び、送出国の開拓を行ってまいります。

✎ 2023年4月1日から月60時間を超える 時間外労働の割増賃金が引き上げられます ✎

4月1日労働分から、月60時間を超える時間外労働の割増賃金が125%から150%以上に引き上げられます。

詳しくは厚生労働省発行のパンフレットを参照下さい→

(※パンフレットの全体がご覧いただけます。)

具体的な計算方法について記載されたページを裏面に掲載

致しますので、是非ご参照下さい。



残業時間の管理徹底をお願い致します

60時間超の割増賃金引上げに伴い、企業の皆様にはより徹底した残業時間の管理をお願い致します。

現在、組合では一部企業様の担当を変更し、新体制のもと監査を行っておりますが、そこで残業時間のオーバー(80時間超)や、年間の限度回数(6回)を超えての残業等が散見されております。(36協定の提出漏れも監査にて発覚致しました…)

多くの企業様は、1月や4月で36協定やカレンダーが切り替わると思っています。

月々の残業時間はもちろん、実習生個人の超過回数にもお気をつけいただき、違法な残業は行わないよう、お願い致します。

※違法行為があった場合は、実習計画認定取り消しの対象となります。十分ご注意下さい。